

京都府警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

[制定 平成26. 3.17 京都府警察本部訓令第7号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の任用に関する規則（昭和57年京都府人事委員会規則4-9）及び警察官の任用の特例に関する規則（昭和57年京都府人事委員会規則4-10）に定めるもののほか、京都府警察の職員のうち条件付採用期間中の職員に対する分限処分としての免職及び降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、京都府警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察職員のうち条件付採用期間中の職員をいう。

2 この訓令において「分限」とは、職員の身分に関することをいう。

(分限事由)

第3条 本部長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を免職し、又は降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合であって、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合であって、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合であって、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (4) 法第28条1項第4号に掲げる事由に該当するとき。

(所属長の責務)

第4条 所属長（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、所属の職員が前条第1号から第3号までに掲げる事由（以下「特定分限事由」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査し、その結果を本部長に申立て（警務課長経由）をしなければならない。

2 前項の規定による申立ては、申立書（別記様式第1号）及び身上調査書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 申立てに係る職員（以下「被申立者」という。）の聴取書又は始末書。ただし、被申立者が供述及び始末書の提出を拒んだとき又は所在不明その他やむを得ない事由により被申立者の聴取書又は始末書を徴することができないときは、所属長が作成する事実の調査結果を記載した書面
- (2) 関係者の聴取書又は陳述書
- (3) 前条第1号又は第3号に該当すると認められるときは、その事実を認定するに足る資料
- (4) 申立てに係る特定分限事由が前条第2号に掲げるものであるときは、被申立者の心身の故障の状態に関する本部長が指定する医師2名の診断書又はその故障の状態を証明し若しくは認定するに足る書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠書類

(警務課長等の責務)

第5条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属長（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び「所属長」とあるのは「警務課長」と、「所属の職員」とあるのは「職員」と、「本部長に申立て（警務課長経由）」とあるのは「本部長に申立て」と読み替えるものとする。

2 首席監察官は、職員が特定分限事由のいずれかに該当すると認めるときは、警務課長に対し、通報するものとする。

(委員会の設置)

第6条 職員の分限処分に関する審査（以下「審査」という）をするため、警察本部に京都府警察条件付採用職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織及び構成)

第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警務部長を、副委員長は警務課長を、委員は首席監察官、教養課長及び警察学校長をもって充てる。

3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を委員に指名することができる。

(委員長)

第8条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

2 委員会は、委員長又は副委員長が出席し、かつ、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員長、副委員長及び委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長が決定するものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

(審査の要求)

第11条 本部長は、第4条又は第5条の規定による申立てを受けたときは、委員会に対し、当該申立てに係る審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第12条 委員長は、前条の規定による審査の要求があったときは、速やかに、その旨を分限処分審査通知書（別記様式第3号）により、所属長を経て被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りではない。

(審査の方法)

第13条 委員会の審査は、書面による審査（以下「書面審査」という。）とする。ただし、被申立者が口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を要求したときは、この限りではない。

2 委員会の審査は、非公開とする。

(口頭審査の要求)

第14条 被申立者は、第12条の規定による通知を受けた場合において、口頭審査を要求するときは、当該通知を受けた翌日から起算して5日以内に、口頭審査要求書（別記様式第4号）により、所属長を経て委員長に提出しなければならない。

2 被申立者が分限処分審査通知書の受領を拒んだとき又は前項に規定する期間内に同項の口頭審査要求書を提出しなかったときは、口頭審査を要求しなかったものとみなす。

（口頭審査の開催通知等）

第15条 委員長は、前条に規定する口頭審査の要求を受けたときは、審査の期日及び場所を決定し、当該審査の期日の1週間前までに、口頭審査通知書（別記様式第5号）により所属長を経て被申立者に通知しなければならない。

2 被申立者は、前項の通知に係る審査の期日の3日前までに、委員長に対し、口頭審査に関する必要な措置を求め、又は証拠を提出することができる。

（口頭審査手続）

第16条 委員会の口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当な理由がなく、口頭審査の場所を退席したとき又は口頭審査の期日に出席しないときは、被申立者の出席なしで口頭審査を行い、又は書面審査に移行することができる。

2 委員長は、必要があるときは、第4条の規定により申立てをした所属長その他関係者を委員会の口頭審査に出席させて、説明を求めることができる。

（持ち回り審査）

第17条 第13条第1項の書面審査による場合において、委員長が委員会を招集する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の議事の決定とすることができる。

2 持ち回り審査を行うときは、委員長及び副委員長並びに2人以上の委員の審査を経なければならない。

3 第9条第3項の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、同項中「出席した」とあるのは、「審査を経た」と読み替えるものとする。

（排斥）

第18条 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に関与することができない。

（委員会の答申）

第19条 委員会は、審査を終えたときは、その審査結果を答申書（別記様式第6号）により、本部長に答申するものとする。

（分限処分）

第20条 本部長は、前条の答申があった場合において、分限処分の必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

2 前項の処分は、分限処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）に対し、人事異動通知書を交付して行うものとする。

3 前項の場合において、被処分者の所在が明らかでないときは、当該被処分者の所属、階級及び氏名並びに処分の種類及び内容を、京都府公報に登載するものとする。

4 第2項の書面の交付に際して、被処分者が当該書面の受領を拒んだときは、その時に当該書面の交付があったものとみなす。

(分限簿)

第21条 警務課長は、分限簿（別記様式第7号）を備え、分限処分のあった都度、必要な事項を記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(様式省略)